

大綱 6

安全・安心な暮らしのできる まちづくり

(生活環境、安全・安心、防災)

- 1 環境にやさしいまちづくりの推進
- 2 資源循環社会の推進
- 3 交通安全・防犯体制の充実
- 4 防災・消防・救急対策の充実
- 5 安全な消費生活への支援



6-1 環境にやさしいまちづくりの推進 〈代表的なSDGs〉



施策の取組方針

脱炭素社会の実現など、地球規模の環境問題への取り組みに対しては、行政だけでなく、地域ぐるみの理解と取り組みが必要となることから、町民、事業者、地域など、全ての主体が環境配慮意識を高め、連携しながら、持続可能な地域環境の実現に向けた取り組みを図ります。

また、快適な生活環境を保全、創出するため、地域における自主的な環境美化活動の支援に努めるとともに、老朽化した空家により、景観、衛生、防災や防犯の問題が生じていることから空家等対策を推進します。

現状と課題

地球温暖化現象は、異常気象をもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念され、わが国においては、2050年（令和32年）に温室効果ガス※の排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みが推進されています。

本町においても、温室効果ガスの削減が急務であり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギー※の利用などを推進していく必要があることから、2021年（令和3年）4月に、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）が共同して、2050年（令和32年）までに二酸化炭素の排出実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ共同宣言」を行い、地域一体となった取り組みを推進しています。

一方、きれいで快適な生活環境を確保するため、河川の水質など環境調査を実施し、良好な環境を阻害することのないよう取り組みを進めていますが、周辺環境に影響を及ぼしているヤード※対策の検討が必要となっています。また、管理が適正に行われていない空家等については、適正な管理指導とともに利活用に関する相談体制が必要となっています。

※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放出された赤外線の一部を吸収することにより、大気圏内部の気温を上昇させる気体のことをいう。水蒸気や二酸化炭素、フロンなどが該当する。

※再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

※ヤード：再生利用を目的とした金属スクラップなどを屋外に保管する場所のこと。

施策実現のための取り組み

6-1-1 未来につながる地域環境の実現

①環境基本計画の策定推進

脱炭素社会の実現に向けた環境基本計画を策定し、行政、町民、事業者、地域の共通認識のもと、一体となった取り組みを推進します。

②地球温暖化対策の推進

省資源・省エネルギーを進めることにより、エネルギー消費量の低減を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進や電気自動車などのエコカーの普及を促進するなど、官民一体で地球温暖化対策を推進します。

6-1-2 快適な生活環境の保全と創出

①環境保全対策の推進

環境美化に関する町民の意識向上を図るとともに、地域ぐるみの清掃活動や町民・地域・事業者との協働による環境美化活動を推進します。

②環境配慮意識の醸成

近隣騒音などの相隣トラブル防止や生き物の飼育マナーの向上など、共に快適な生活を送ることができるよう、環境配慮に関する意識啓発を推進します。

また、周辺環境に影響を及ぼしているヤードについて、立地規制を含めた検討を進めます。

6-1-3 環境負荷の低減

①環境保全対策の推進

大気水質環境への負荷を低減するため、県などの関係機関と連携した環境測定を行うとともに、排出事業者に対する監視指導を行います。

6-1-4 空家等対策の推進

①予防対策の推進

空家等の所有者などに対し、良好な生活環境を阻害することがないように、意識啓発や適正な管理指導を行い、特定空家等の発生を未然に防止します。

②推進体制の充実

空家等に関する相談について、総合窓口を設けて相談に応じるほか、内容に応じて担当課や協定団体と調整するなど、利活用などに関する相談体制の充実を図ります。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
6-1-1	町の事務事業から排出する温室効果ガスの削減率	13.2%	23%
	【説明】省資源・省エネルギーを進め、基準年度(2013年度(平成25年度))における温室効果ガス排出量1,858,401Kg/CO2から削減することを目標とする。		
6-1-2	環境美化サポーターの登録件数	未実施	25件
	【説明】環境美化に関する町民の意識向上を図るため、地域での環境美化活動の担い手である環境美化サポーターの登録件数を増加させることを目標とする。		
6-1-4	特定空家の件数	0件	0件を維持
	【説明】所有者などへの働きかけにより、特定空家の発生を未然に防止し、特定空家を発生させないようにすることを目標とする。		



県営まつぶし緑の丘公園里山

6-2 資源循環社会の推進

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

循環型社会の推進には、町民、事業者、行政の連携と取り組みが必要となることから、ごみの減量・再使用・再生利用といった4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動※に関する情報発信に努め、一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみの排出抑制と再利用を推進します。

また、新たに整備した松伏町リサイクルセンターの効果的な活用と適切な維持管理により、ごみの資源化率向上と安定的なごみ処理体制の構築を図ります。

現状と課題

近年、国や地方自治体、事業者、消費者などが連携した国民運動として食品ロス※の削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」やプラスチックの資源循環などの取り組みを促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、持続可能な循環型社会づくりに向けた取り組みが進められております。

本町では、2022年度（令和4年度）に松伏町リサイクルセンターを開設し、ごみの資源化に向けた取り組みを進めておりますが、持続可能な循環型社会の実現に向けては、さらなる分別区分の細分化による資源化に取り組むことが求められています。

また、安定的なごみ処理の実現には、引き続き、東埼玉資源環境組合※による可燃ごみの広域処理を持続することが求められます。同時に、今後見込まれるプラスチック類の処理についても、スケールメリットを生かした広域処理体制の構築が望まれます。

※4R活動：「不要なものは手に入れない（Refuse）」、「できるだけごみを出さない（Reduce）」、「使えなくなるまで繰り返し使う（Reuse）」、「使えなくなったものは再び資源として活用する（Recycle）」の略。

※食品ロス：食べられるにも関わらずさまざまな理由で捨てられてしまう食品のこと。

※東埼玉資源環境組合：越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町で構成される一部事務組合。可燃ごみ及びし尿処理に関する事務を行っている。

施策実現のための取り組み

6-2-1 ごみの排出抑制と資源化の推進

①ごみの排出抑制

町民一人ひとりのごみ減量化についての意識を高めるとともに、行政、町民、事業者が連携して4R活動を推進し、ごみの排出抑制を図ります。また、せん定枝や刈草、生ごみの堆肥化を推進します。

②資源化の推進

プラスチック製品の資源化を踏まえた、新たな収集、処理体制について検討を行います。同時に、これまでも行ってきた、枝草類の資源化（堆肥化）量や小型家電製品リサイクルによる有用金属※国内循環の増加をめざします。また、再利用や資源化が容易な製品の購入、利用に向けた啓発や集団資源回収の利用促進など、リサイクル活動を行う町民や団体への啓発と支援を行います。

③ごみ有料化の拡大

ごみの減量化や資源化を図るとともに、今後、増加が見込まれるごみ処理経費を踏まえ、ごみの有料化や粗大ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

6-2-2 安定的なごみ処理体制の構築

①最終処分場※の確保

不燃ごみを適正に処理するため、最終処分場の確保に努めます。

②ごみの広域処理体制の充実

可燃ごみを効率的に処理するため、東埼玉資源環境組合による広域処理体制を維持するとともに、プラスチック類の広域処理の可能性について検討し、ごみの広域処理体制の充実を図ります。

※有用金属：資源として利用価値のある貴金属、レアメタルのことで、銅、鉄、アルミニウムなどをいう。

※最終処分場：再利用不可能なごみを最終的に埋立て処分する場所。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
6-2-1 6-2-2	町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量 【説明】町民1人ひとりのごみ減量化についての意識を高め、町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量を減量させることを目標とする。	666g	660g
6-2-1 6-2-2	再生利用率 【説明】プラスチックごみなど中間処理による資源化及び集団資源回収量の増加を図り、再生利用率を向上させることを目標とする。	13.5%	15%
6-2-1 6-2-2	町民1人1日当たりの最終処分量 【説明】中間処理による資源化を図り、町民1人1日当たりの最終処分量を減少させることを目標とする。	69g	65g
6-2-1 6-2-2	せん定枝・刈草の堆肥化施設搬入量 【説明】生活系ごみ排出量を減量させるため、せん定枝・刈草の堆肥化施設搬入量を増加させることを目標とする。	9.84t	20t
6-2-1 6-2-2	集団資源回収量 【説明】資源化の推進のため、町民や団体などの協力を得ながら、集団資源回収量を増加させることを目標とする。	63.42t	180t



松伏町リサイクルセンター

6-3 交通安全・防犯体制の充実

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

警察をはじめ関係機関と連携して、交通安全意識の啓発、自転車安全対策など交通安全対策の推進や、防犯意識の高揚、防犯活動の推進など地域ぐるみの防犯力の向上を図ります。

現状と課題

交通事故の発生は減少傾向にありますが、高齢者や子どもなどの交通弱者が事故の当事者となるケースが増加しています。高齢者や子どもの交通事故を防ぐため、安全かつ安心して外出することのできる環境整備を進めることが必要です。

これまで以上に町民に交通安全に関心を持ってもらい、地域が一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に向けた取り組みが必要となっています。

全国的に犯罪が多発する中で、本町では警察や関係機関との連携のもと自主防犯活動団体の活動に対する支援を行い、地域防犯活動に取り組んでいます。

今後、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の防犯機能の低下が懸念されることから、防犯意識を高め、関係機関や地域団体と連携し、防犯・地域安全体制の強化を進めていくことが必要となっています。

施策実現のための取り組み

6-3-1 交通安全の推進

①交通安全意識の高揚

地域や関係機関と連携し、交通安全意識の高揚と遵守を図るため、啓発に取り組みます。また、高齢者や子どもを主な対象として、交通指導員などによる交通安全教育を推進します。

②交通安全対策の充実

地元の要望を踏まえ、交通安全施設の整備・改善を図ります。また、通過交通を排除するため、生活道路の交通規制について検討します。なお、規制による交通利便性の低下という一面もあることから、地域住民とともに検討します。

6-3-2 防犯体制の強化

①防犯意識・知識の向上

防犯に対する意識の啓発や知識の向上を図るため、関係機関や地域団体と連携し、防犯教育や情報提供を行います。

また、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に向けて、関係機関と連携して有効な対策を検討します。

②地域の安全活動の促進

町民・警察・自主防犯活動団体との連携による地域全体での防犯活動を推進します。また、こどもを犯罪から守るため、「子ども110番の家※」の拡大を図ります。

③防犯設備の整備・充実

暗い場所や夜間に危険な場所など、犯罪が発生しやすい場所をなくすため、主に歩行者の安全を確保するための防犯灯を効果的に配置するなど防犯環境の整備を図ります。また、警察官による町内パトロールの強化を図ります。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
6-3-1	交通安全教室の参加者数	670人	3,500人／累計
	【説明】高齢者やこどもを対象に交通安全意識の向上のため実施する交通安全教室の参加者数を増加させることを目標とする。		
6-3-2	人口1,000人あたりの刑法犯認知件数	6.3件	5.7件
	【説明】町民の防犯意識の向上と、犯罪にあわないまちづくりのため、啓発や関係機関との連携強化などを図り、犯罪認知件数を減少させることを目標とする。		



交通安全運動

※子ども 110 番の家：こどもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合に駆け込み、助けを求めることができるように、「子ども 110 番の家」の表示板を掲げて一時的な保護や警察などへの連絡などを行う緊急避難場所のこと。市町村、PTA などから委嘱された地域のボランティアで運営される。

6-4 防災・消防・救急対策の充実

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、大規模災害に備え、地域防災力や減災意識の向上とともに治水対策などを図り、国土強靱化計画に基づき、災害レジリエンスを備えたまちづくりを推進します。

また、複雑・多様化する災害に対応し、消防・救急体制の充実を図ります。

現状と課題

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、町民の生命、身体及び財産の危機を改めて認識させるものとなり、引き続き防災訓練や啓発活動などを通じて町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、関係機関との連携に努めていくことが必要となっています。

松伏町防災備蓄センターが整備され、新たな防災活動の拠点とするとともに、自主防災組織※への活動支援や地域での防災訓練、職員危機管理マニュアル※を毎年更新するなどソフト面の対策の充実を図っています。また、要配慮者世帯の状況把握や見守り体制の整備に努めています。

治水対策については、水防倉庫の設置、雨水幹線や排水設備の整備を行っています。また、関東・東北豪雨被害を踏まえ、関係機関と連携し、水防災意識の再構築に努めるとともに、洪水ハザードマップ※の見直しを実施しました。

消防・救急活動については、吉川松伏消防組合※による広域かつ効率的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図るとともに、火災予防・防災知識の普及を図っています。

施策実現のための取り組み

6-4-1 防災体制の強化

①大規模災害対策の強化

地震や台風・局地的大雨などによる風水被害に対応するため、災害時の庁舎施設の機能確保を図るとともに、避難所の機能強化、ボランティアなどの受入の協力体制の整備、災害用備蓄の充実、生活の基盤となる橋・ガス・上下水道などの耐震化を図ります。

※自主防災組織：地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のことをいう。

※職員危機管理マニュアル：災害が発生する恐れのあるときや発生したときに町が適切な対応ができるよう、町職員がとるべき行動や、庁内の体制、関係機関との連携について定めたもの。

※洪水ハザードマップ：ハザードマップとは、災害予測図のことで、地震、火山の噴火、津波といった自然災害の及ぶ範囲を予測した地図のこと。洪水ハザードマップは、洪水の被害予測図をいう。

※吉川松伏消防組合：吉川市と松伏町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

②危機管理体制の強化

非常時における職員の対応能力の向上のため、職員危機管理マニュアルの着実な運用や情報収集体制の強化を図ります。

また、関係機関と連携し、さらなる危機管理体制の強化を図ります。

③地域防災力の向上

地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成を図り、防災訓練や防災資機材の整備について支援します。また、避難所の環境整備とともに、円滑な避難所運営体制の構築に努めます。

④要配慮者の支援の充実

地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、情報を適切に管理するとともに、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

⑤災害時における相互支援体制の強化

災害時の応急・復旧体制を強化するため、事業者から食料や物資の供給を受けることができるよう、災害協定※を締結するとともに、他自治体との相互支援体制の構築に努めます。

6-4-2 災害に強いまちづくりの推進

①防災・減災意識の充実向上

町民や事業所の防災・減災意識の向上を図るため、広報紙などでの啓発や地震・洪水ハザードマップの全世帯配布、まつぶし出前講座や防災訓練などを充実します。

②治水対策の推進

大規模な水害の発生を防ぐため、国や県による河川改修事業の促進を図ります。また、松伏町地域防災計画の水害等予防対策に基づき、ハザードマップなどにより、浸水想定区域の周知を図るとともに、雨水対策として下水道計画を見直し、内水対策を推進します。

6-4-3 消防・救急体制の充実

①消防力の充実

消防組合による消防・救急業務の充実を図ります。また、地域の防災活動に重要な役割を担う消防団員の確保に努めます。

②救急・救助体制の充実

救急搬送体制の強化や救急救命士の確保、町内外の医療機関との連携強化を図るとともに、町民に対する応急措置方法の普及を推進し、救命率の向上に努めます。

※災害協定：災害が起きたときのためにあらかじめ関係機関と協定を交わし、応急対策、物資支援などの協力を確保するためのもの。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
6-4-1 6-4-2	マッパメール(防災)の登録者数	2,800人	3,400人
	【説明】「自助」の意識向上を目的に啓発を図り、多くの方に町の情報を発信できるようにするため、登録者数を増加させることを目標とする。		
6-4-1 6-4-3	防災リーダーの認定人数(応急手当等の講習受講者数含む)	63人	120人
	【説明】防災の基礎知識の取得と、地域のリーダーの育成のため、防災リーダー講習会を開催し、リーダーの認定人数を増加させることを目標とする。		
6-4-2	避難所開設訓練の実施回数	未実施	10回／累計
	【説明】町民自らが避難所を開設できるよう、継続的に訓練を行うことを目標とする。		
6-4-2	自主防災組織の組織率	72%	80%
	【説明】「共助」の意識の向上を図り、自主防災組織の設立を推進し、組織率を向上させることを目標とする。		



避難所開設訓練



松伏町防災備蓄センター

6-5 安全な消費生活への支援

〈代表的な
SDGs〉



施策の取組方針

広報やまつばし出前講座などによる情報提供や啓発活動を行い、近年多く見られる高齢者に対する特殊詐欺、インターネットを介したトラブル、成年年齢引き下げに伴う契約問題などに巻き込まれない、消費生活に対する正しい知識や技能を身に付けた自立した消費者を増やします。また、消費生活センターの周知や相談員のスキルアップなど、消費者相談体制の充実を図ります。

現状と課題

消費生活においては、自己責任の部分が多いため、製造者からの提供をもとに、的確に判断できる消費者知識の向上が求められています。しかしながら、インターネット通販や、悪質商法、詐欺事件による消費トラブルが増加し、より複雑化・多様化する消費者問題への対応が必要となっています。

このような状況に対応するため、本町ではガイドブックの配布や情報提供を図るとともに、消費生活センター※では週4日消費生活相談を行っています。

特に多い高齢者被害に加え、成年年齢の引き下げに伴う若年者などに対する教育、啓発や被害防止の取り組みを行うことが求められます。

施策実現のための取り組み

6-5-1 消費者の自立の支援

①高齢者に対する啓発活動

主に特殊詐欺被害など消費者被害が増加している高齢者に対して消費者教育を推進し、消費者トラブルの未然防止、減少に努めます。

②インターネットトラブルなどに関する啓発活動

インターネットトラブルなどの未然防止、減少のため、学習の機会を広く提供し、年代に応じた消費者教育に取り組みます。

6-5-2 消費者相談体制の充実

①消費生活センターの周知

消費生活トラブルの早期解決を促進するため、消費生活センターで行っている消費者相談の周知に努めます。

※消費生活センター：消費生活の問題やトラブルにおいて、消費者への助言や業者側との交渉を行うほか、役場の担当部局や関係機関を紹介する。

②相談員のスキルアップ

県消費生活支援センター※など関係機関と連携し、消費生活相談体制の強化や相談員の研修受講など、相談員の質の向上に努めます。

施策の成果指標

中項目	指標名	現状値(2022年度 (令和4年度))	目標値(2028年度末 (令和10年度末))
6-5-1 6-5-2	消費生活相談窓口の開設日数	193日	960日／累計
	【説明】消費生活トラブルの早期解決・未然防止のため、消費生活相談窓口を継続的に開設することを目指す。		
6-5-1 6-5-2	消費生活相談員研修の受講回数	2回	10回／累計
	【説明】相談員の質を向上させるため、消費生活相談員が継続的に研修を受講することを目指す。		

※県消費生活支援センター：埼玉県消費生活支援センター。消費生活に関する相談・商品テスト・消費者教育・情報提供を実施している。